

平成 21 年 5 月 28 日

各 位

東京都文京区本郷三丁目 19 番 4 号

(本郷大関ビル 4F)

ミハウジャパン株式会社

代表取締役 高島 順

端数株式処分代金のお支払いのご案内

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は平成 21 年 2 月 20 日(金)開催の臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会において、全部取得条項付種類株式の取得の件についてご承認いただきました。当社は、かかる株主総会決議に基づき平成 21 年 3 月 26 日(木)(以下「基準日」といいます。)の最終の当社株主名簿に記載または記録された株主(以下「基準日株主」といいます。)の皆様がご所有の当社旧普通株式全てを、平成 21 年 3 月 27 日(金)をもって取得し、かかる取得と引換えに、基準日時点でご所有の当社旧普通株式 1 株(全部取得条項付種類株式 1 株)につき 1,485 分の 1 株の割合で当社 A 種類株式を割当てました。これにより、ワールドティケー有限会社、高島順および高島玉鳳以外の基準日株主の皆様には、1 株未満の端数が割当てられました。

基準日株主の皆様にご割当てられた 1 株未満の端数につきましては、その合計数のうち整数部分に相当する株式を、裁判所の許可を得て当社が買取り、その売却代金を基準日株主の皆様にお支払いすることを予定していましたが、このたび東京地方裁判所より、その合計数のうち整数部分に相当する株式を当社が買取ることの許可が得られ、その買取りによって得られた金銭を基準日株主の皆様にお支払いすることとなりました。

各基準日株主の皆様にお支払いする金額は、基準日株主の皆様が基準日時点で保有していた旧普通株式 1 株あたり金 446 円となりました。各基準日株主の皆様への支払代金につきましては、同封の「端数株式処分代金計算書」に記載のとおりです。

平成 21 年 3 月 27 日(金)までに「端数株式処分代金振込指定書」をご提出いただいた基準日株主の皆様につきましては、平成 21 年 5 月 29 日(金)にご指定の口座にお振込みさせていただきます。また、その他の基準日株主の皆様につきましては、同封の「端数株式処分代金領収証」にてお支払い申し上げますので、必要事項をご記入、ご押印のうえ、最寄りの三井住友銀行または三菱 UFJ 信託銀行の本支店にてお受取りくださいますようお願い申し上げます。ただし、「端数株式処分代金振込指定書」により口座振込みをご指定いただかなかった場合でも、これまでに配当金の振込指定をされている基準日株主の皆様につきましては、配当金の振込口座にお振込みさせていただきます。

なお、三井住友銀行または三菱 UFJ 信託銀行の本支店での払渡しの期間は平成 21 年 5 月 29 日(金)から平成 21 年 6 月 30 日(火)まででございますので、お早めにお受取りくださいますようお願い申し上げます。

基準日当時保有していた当社旧普通株式の株券を現在もお持ちの基準日株主の皆様におかれましては、当該株券をご提出いただきました後に本端数株式処分代金をお支払いすることとなりますので、大変お手数ではございますが、当該手続きにつき、株主名簿管理人(三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711)までお問合わせいただきたくお願い申し上げます。

敬具